

議案第75号

静岡市清水社会福祉会館条例の一部改正について

静岡市清水社会福祉会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水社会福祉会館条例の一部を改正する条例

静岡市清水社会福祉会館条例（平成15年静岡市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

区分	使用料					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大会議室	2,510円	3,580円	3,580円	6,090円	7,160円	9,680円
中会議室	1,790円	2,550円	2,550円	4,340円	5,110円	6,900円
調理実習室	1,210円	1,720円	1,720円	2,940円	3,450円	4,670円
機能訓練室	3,060円	4,360円	4,360円	7,430円	8,730円	11,800円
多目的ホール	5,780円	8,230円	8,230円	14,010円	16,460円	22,250円

別表第2中「610円」を「620円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市清水社会福祉会館条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市清水社会福祉会館の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。